# 安心して暮らしたい!

毎日をより安全に健やかに 暮らすため、知っておきたい情報を 物知りギュウ太が解説します。

# はうほろ

### 登場人物



ギュウ太

南区で太古の化石が発見されたジュゴンの仲間「サッポロカイギュウ」の子孫。世話好き。



東京出身。進学で来札した、1人暮らしの大学生。スイーツが大好き。 少しそそっかしい。



生まれも育ちも札幌で、ナナとは大学の同級生。しっかり者。



悪質商法に 気を付けよう!

契約トラブルについてのお問い合わせは、消費者センター 728-2121



将来大変なことになりますよれ、意味していますね。このままだとればひどい!砂漠のように

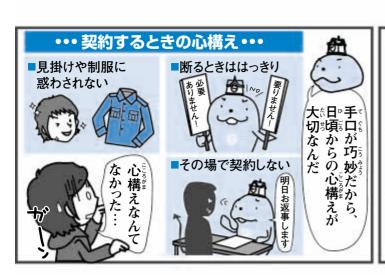












### 悪質商法の主な手口

数字は平成21年度の札幌市消費者センターへの相談数

無料商法 相談数432件

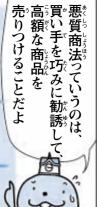
「無料体験」「無料期間中」など の言葉で勧誘し、高額な商品の 契約をさせる。

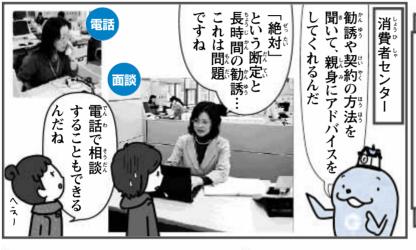
サイド ビジネス商法 相談数262件

業者が「仕事を紹介する」と勧 誘し、その条件として高額な商品 を契約させる。

マルチ商法 相談数222件

「商品購入者を増やせば必ず高 収入が得られる | と勧誘し、販売 を促す。健康食品などに多い。













法律の隙間をかいくぐる悪質商法が多発しています

## 「この契約、おかしいかも…」 そう思ったら消費者センターに相談を!

### ■クーリング・オフの対象であれば無条件で契約を解除できます

商品の購入契約をしても、はがきに商品名や契約をやめることなどの必要 事項を書いて、期間内に事業者に郵送すれば、原則として全ての契約を解 除できます。ただし、店頭やインターネットでの販売品、一部使用した消耗 品などは対象外です。はがきの書き方など、詳しくはお問い合わせください。

取引形態	期間
訪問販売(キャッチセールスなどを含む)、電 話勧誘販売、エステなどの役務提供販売など	8日以内
サイドビジネス商法、マルチ商法など	20日以内

期間 3日以内

※期間とは契約 書を受け取った 日を含めた日数 所在地 北区北8西3エルプラザ内

728-2121 (相談専用)

### ■相談告・相談時間など

THE PARTY OF THE P					
曜日	方法	時間	相談先		
月曜~金曜 (祝・休日、年	面談	午前9時~ 午後4時30分	消費者センター		
末年始を除く)	電話	午前9時~午後7時	(上記)		
土曜	電話	午後1時~4時	北海道※612-7518		
土·日曜	電話	午前10時~正午、 午後1時~4時	東京※03-3448-1409		
日曜	電話		大阪※06-6203-7650		

※全国消費生活相談員協会が助言します

消費者センターのホームページでは、悪質商法に関する情報を豊富に掲載しています www.shohi.sl-plaza.jp